

開示項目一覽

信用金庫法施行規則に定められた開示項目は以下に記載しております。

単体ベースの項目

1. 金庫の概況及び組織に関する事項	
(1) 事業の組織	3
(2) 理事・監事の氏名及び役職名	3
(3) 事務所の名称及び所在地	65
2. 金庫の主要な事業の内容	26~29
(商品・サービスのご案内)	
3. 金庫の主要な事業に関する事項	
(1) 直近の事業年度における事業の概況	4
(2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況	5
① 経常収益	5
② 経常利益又は経常損失	5
③ 当期純利益又は当期純損失	5
④ 出資総額及び出資総口数	5
⑤ 純資産額	5
⑥ 総資産額	5
⑦ 預金積金残高	5
⑧ 貸出金残高	5
⑨ 有価証券残高	5
⑩ 単体自己資本比率	5
⑪ 出資に対する配当金	5
⑫ 職員数	5
(3) 直近の2事業年度における事業の状況	36~43
① 主要な業務の状況を示す指標	36
ア. 業務粗利益及び業務粗利益率	36
イ. 資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支	36
ウ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利ざや	36~37
エ. 受取利息及び支払利息の増減	37
オ. 総資産経常利益率	37
カ. 総資産当期純利益率	37
② 預金に関する指標	38
ア. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、その他の預金の平均残高	38
イ. 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高	38
③ 貸出金等に関する指標	38~40
ア. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	38
イ. 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	38
ウ. 担保の種類別(当金庫預金積金、有価証券、動産、不動産、保証及び信用の区分)の貸出金残高及び債務保証見返額	39
エ. 用途別(設備資金及び運転資金の区分)の貸出金残高	39
オ. 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	39
カ. 預貸率の期末値及び期中平均値	40
④ 有価証券に関する指標	41~43
ア. 商品有価証券の種類別の平均残高	41
イ. 有価証券の種類別の平均残高	41
ウ. 有価証券の残存期間別の残高	41
エ. 預証率の期末値及び期中平均値	41
4. 金庫の事業の運営に関する事項	
(1) リスク管理の体制	11
(2) 法令遵守の体制	9

5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況	
(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	32~35
(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	8
① 破綻先債権に該当する貸出金	8
② 延滞債権に該当する貸出金	8
③ 3カ月以上延滞債権に該当する貸出金	8
④ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	8
(3) 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	46~55
(4) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	41~43
① 有価証券	42
② 金銭の信託	41
③ 規則第102条第1項第5号に掲げる取引	43
(5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	40
(6) 貸出金償却の額	40
(7) 金庫が貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	35

連結ベースの項目

1. 金庫及びその子会社等の概況に関する事項	
(1) 金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	44
(2) 金庫の子会社等に関する事項	44
① 名称	44
② 主たる営業所または事務所の所在地	44
③ 資本金又は出資金	44
④ 事業の内容	44
⑤ 設立年月日	44
⑥ 金庫が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	44
⑦ 金庫の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	44
2. 金庫及びその子会社等の主要な事業に関する事項	
(1) 直近の事業年度における事業の概況	44
(2) 直近の5連結会計年度における主要な事業の状況を示す指標	45
① 経常収益	45
② 経常利益又は経常損失	45
③ 当期純利益又は当期純損失	45
④ 純資産額	45
⑤ 総資産額	45
⑥ 連結自己資本比率	45
3. 金庫及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する事項	
(1) 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書	44~45
(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	45
① 破綻先債権に該当する貸出金	45
② 延滞債権に該当する貸出金	45
③ 3カ月以上延滞債権に該当する貸出金	45
④ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	45
(3) 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	56~62